



平成 29 年 8 月 8 日  
会 社 名 丸一鋼管株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木博之  
(コード番号 5463 東証 第 1 部)  
問合せ先 執行役員人事総務部長 石松伸一  
(TEL 06-6531-0101)

各位

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 24 日
(2) 処分株式数	普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,380 円
(4) 処分総額	338,000,000 円
(5) 処分予定先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 8 月 8 日付けにて、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型 ESOP」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、本制度に基づき当初信託する金額について決定しました。（本制度の概要につきましては、本日付「株式給付型 ESOP の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、株式給付規程のポイント付与の当初対象期間（平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 34 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 事業年度）に付与する見込みのポイントに相当する株式数であり、平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に対し 0.11%（少数第 3 位を四捨五入。平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権総数 825,114 個に対する割合 0.12%）となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、当社グループ従業員の定年退職等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受

することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待でき経営参加意識を高める効果が期待できます。以上から希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

#### 本信託の概要

名称	: 株式給付型 ESOP
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	: 受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確保されるための手続を履践した者。
信託管理人	: 当社従業員
本信託契約の締結日	: 平成 29 年 8 月 24 日 (予定)
金銭を信託する日	: 平成 29 年 8 月 24 日 (予定)
信託の期間	: 平成 29 年 8 月 24 日 (予定) から信託が終了する日まで
信託財産	: 当社株式及び金銭
議決権の行使	: 信託管理人又は受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使ガイドライン」に従って、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(原信託受託先: 株式会社りそな銀行)に対して議決権行使の指図を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。

#### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前営業日である平成 29 年 8 月 7 日の東京証券取引所における当社株式の終値である 3,380 円といたしました。なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前 1 カ月間(平成 29 年 7 月 10 日から平成 29 年 8 月 7 日)の終値平均である 3,406 円(円未満切捨て)からの乖離率は▲0.76%、本取締役会決議日の直前 3 カ月間(平成 29 年 5 月 8 日から平成 29 年 8 月 7 日)の終値平均である 3,341 円(円未満切捨て)からの乖離率は 1.17%、同 6 カ月間(平成 29 年 2 月 8 日から平成 29 年 8 月 7 日)の終値平均である 3,352 円(円未満切捨て)からの乖離率は 0.84%となっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名(うち 3 名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上